

国内 RCF 規制の動向と代替品のご紹介

(RCF:リフラクトリーセラミックファイバー)

平成 27 年 2 月 20 日

新日本サーマルセラミックス(株)

【厚労省による国内 RCF 規制の動向】

RCF は労働者への健康障害リスクが高いとの理由から、平成 26 年に厚労省にて RCF の法制化に向けた検討会が複数回開催され、規制の導入方針と導入スケジュールの説明がありました。詳細は以下の URL にてご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000073383.html>

【RCF 規制の導入方針の骨子】

・特化則の特定化学物質管理第 2 類物質と同様の措置を講ずることが必要

具体的には、労働衛生教育の実施、発散抑制措置(局排設備など)の実施、作業計画の公官庁への提出、作業環境改善の実施、作業主任者の選定、作業記録の保管、二次発塵防止の措置、呼吸用保護具の着用、作業環境の測定(ばく露濃度管理)、特殊健診の実施など

・RCF による発がんの可能性を勘案し、作業の記録の保存(30 年間)が必要

・炉の施工、補修、解体作業については、発散抑制措置による場の管理を基本としつつ、呼吸用保護具着用の義務化が必要、更に作業場外部への飛散防止措置の規制化が必要

・二次発塵による健康障害を防止するための措置が必要

・バインダー等で処理された成形加工品で発塵の恐れがない製品を切断等加工せずに取り扱う作業においては、ばく露リスクが低く、規制の対象外

【RCF 規制の導入スケジュール】(最短の場合)

平成 27 年 6 月頃	規制内容に関するパブリックコメントの実施
8 月頃	規制の公布
10 月頃	規制の施行(一部猶予あり)

尚、許容ばく露濃度(fiber/ml)及びばく露濃度測定法については、「管理濃度検討会」にて、特殊健診の内容については、「安衛法における特殊健康診断に関する検討会」にて、3 月以降に審議される予定となっております。

SUPERWOOL®製品 (RCF 規制対象除外認定品)

SUPERWOOL®は、欧州 REACH 及び日本を含めた各国の規制対象除外品です

- ・欧州の公的機関における動物実験により、EU 指令 97/69/EC の発がん性分類から除外されています。
- ・熔融繊維化法によって製造する非晶質の無機短繊維であり、主に高温用途に使用されています。
- ・従来のセラミックファイバー製品と同様に、バルク、ブランケットをはじめとして各種二次加工製品を取り揃えています。

製品		Superwool PLUS®	Superwool HT®
分類温度 (°C)		1200	1300
連続使用温度 (°C)		1000	1150
色調		白	白
化学組成 (w%)		SiO ₂ 62-68 CaO 26-32 MgO 3-7 Others <1	SiO ₂ 70-80 MgO+CaO 18-25 Others <3
熱伝導率 (W/mK)	600°C	0.13	0.14
128kg/m ³ ,	800°C	0.19	0.23
25mm [†] ブランケット	1000°C	0.25	0.34



連絡先：新日本サーマルセラミックス株式会社

東京本社：東京都中央区日本橋兜町 15-6 製粉会館 9F

TEL (03-6861-7758) FAX (03-6861-7841)

大阪支店：大阪府堺市堺区戎島町 4-45-1 ホルタセンタビル 12F

TEL (072-341-8515) FAX (072-341-8517)

福岡支店：北九州市戸畑区大字中原先の浜 46-80

TEL (093-884-1959) FAX (093-884-1957)

Home Page URL

www.thermalceramics.co.jp